

2023 年度三好市生活応援クーポン券 取扱店募集要項

1 事業趣旨

長らくコロナ禍に加えて、エネルギー・食料品価格等の影響を受けた生活者への緊急支援を目的とし、市民向けに 2023 年度三好市生活応援クーポン券を発行します。

つきましては、三好市内の店舗等に限り使用できるクーポン券を取扱いいただく市内店舗について募集します。

2 「2023 年度三好市生活応援クーポン券」の事業概要

事業概要は以下のとおりです。

クーポン券名称	2023 年度三好市生活応援クーポン券
発行総額	5,000 円×約 23,500 人 約 117,500,000 円
発行冊数	23,500 セット (予定) 1 セット : 5,000 円 (1 セット内訳 500 円券 : 10 枚)
支給数	支給対象者 1 人につき 1 セット (令和 5 年 8 月下旬より 各世帯へ郵送で配布)
有効使用期間	令和 5 年 10 月 1 日 (日) ~ 令和 5 年 12 月 31 日 (日)
支給対象者	令和 5 年 7 月 1 日時点において三好市の住民基本台帳に登録されている者及び 令和 5 年 7 月 2 日から令和 5 年 10 月 1 日までに出生、転入した者。
取扱店	・取扱店とは、特定取引を行う特定事業者のことを指す。 ※特定取引【クーポン券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。】
対象外商品	三好市生活応援クーポン券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。 (1) 有価証券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、印紙、切手など 換金性の高いもの (2) たばこ (3) 税金、振込手数料、電気料金、水道料金などの公共料金 (4) 土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産 (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業において提供される役務
換金期間	令和 5 年 10 月 1 日 (日) ~ 令和 6 年 1 月 17 日 (水) 到着分まで
換金方法	「7 換金について」をご参照ください。

3 クーポン券取扱い厳守事項

- (1) クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) クーポン券は三好市より取扱店に承認された店舗で利用できます。
- (3) クーポン券と現金との交換は禁止しています。
- (4) クーポン券の券面金額に満たない利用であっても、釣銭は出さないでください。
- (5) 店舗で独自にクーポン券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ消費者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (7) 利用期間(令和5年12月31日まで)を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- (8) クーポン券の紛失及び盗難に対し、三好市はその責任を負いません。

4 取扱店登録資格

三好市内に店舗、事業所等を有する事業者とします。

ただし、次に掲げる事業者は登録資格を有しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 前述の「2「2023年度三好市生活応援クーポン券」の事業概要 対象外商品」の記載の取引、商品のみを取り扱う事業者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が役員として又は実質的に経営に関与している事業者。
- (5) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者。
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者。
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者。

5 登録申請について

(1) 申請方法

取扱店の登録を申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、受付窓口で「取扱店申請書」(三好市ホームページからダウンロード、若しくは受付窓口にあります。)に必要事項を記入し、申請手続きを行ってください。

登録手数料は無料です。受付窓口は以下の通りです。

阿波池田商工会議所
三好市池田町マチ 2191-1
TEL (0883) 72-0143

三好市商工会 (山城本所)
三好市山城町大川持 597 番地 8
TEL (0883) 86-1059

三好市商工会 (三野支所)
三好市三野町芝生 1064 番地 1
TEL (0883) 77-2238

三好市商工会 (東祖谷支所)
三好市東祖谷京上 14 番地 3
TEL (0883) 88-2170

(2) 申請期間

<第1期>令和5年7月10日(月)～令和5年7月20日(木)まで

※期日までに登録されると対象者にクーポン券を送付する際同封する「取扱店一覧」に店舗名が掲載されます。

<第2期>令和5年7月21日(金)～ 随時受付します。

※「取扱店一覧」に店舗名は記載されませんが登録は可能です、市HPで広報します。

6 取扱店の取消等

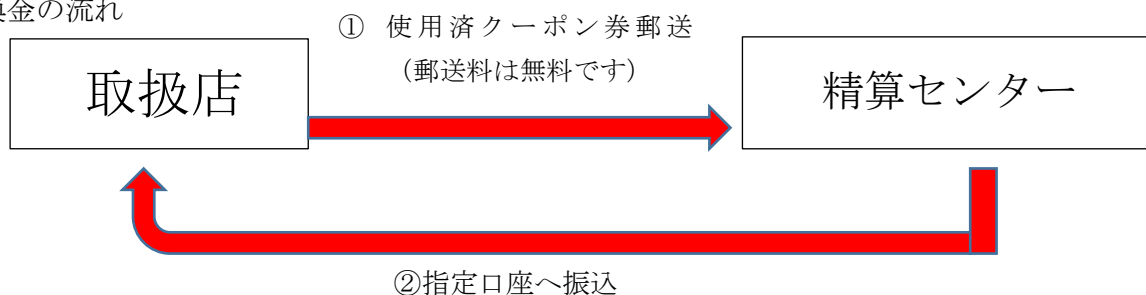
「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認取り消し、損害金の発生が生じた際は請求する場合があります。

7 換金について

(1) 取扱店の換金手数料は無料です。

(2) 取扱店は、「使用済クーポン券送付用封筒」に「換金伝票」と「使用済クーポン券(裏面に取扱登録店の押印等を行ったもの)」を同封のうえご送付いただきます。

◆換金の流れ



① クーポン券取扱店は精算センターへ使用済クーポン券を送付。

② 精算センターにて使用済クーポン券の枚数及び換金額を確定後、取扱店へ換金額を振り込む。

※精算センターは下記のとおりです。

日本旅行ビジネスソリューションズ株式会社内「三好市生活応援クーポン券精算センター」

(3) 精算センターへの使用済クーポン券の送付締切ならびに精算予定日は下記のとおりです。(換金については、事業期間中8回行います。事前に登録いただいた金融機関に振込み送金をさせていただきます。)

精算センター到着締切日	取扱店への振込予定日
10月11日(水)	10月20日(金)
10月25日(水)	11月2日(木)
11月8日(水)	11月17日(金)
11月22日(水)	12月1日(金)
12月6日(水)	12月15日(金)
12月20日(水)	12月28日(木)
令和6年1月10日(水)	令和6年1月19日(金)
【最終】1月17日(水)	【最終】1月26日(金)

(4) 最終のクーポン券の精算センター到着日は令和6年1月17日(水)となります。期限を過ぎると換金はできませんので、あらかじめご了承ください。

8 その他留意事項

「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。

9 問合せ先

◆三好市生活応援クーポン券事務局（株式会社日本旅行徳島支店内）

住所：徳島県徳島市寺島本町西 1-10

TEL：088-677-7170（※9月30日までは三好市役所商工政策課に転送されます。）

FAX：088-622-6313

Mail：c_miyoshi@nta.co.jp

※三好市から当事業の運営事務を委託しております。